

佐賀県告示第百六十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり検査を実施する。

平成二十二年四月十六日

佐賀県知事 古川 康

一 検査の目的

牛のブルセラ病、結核病及びヨーネ病、馬伝染性貧血並びに鶏の家きんザルモネラ感染症（ひな白痢）の発生予防並びにアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予防のため

二 実施する区域

県内全域（牛のブルセラ病、結核病及びヨーネ病の検査については、家畜保健衛生所長が指定した市町又は指定する区域）

三 実施の期日

平成二十二年五月一日から平成二十三年三月三十一日までの間（一に掲げる発生予防のための検査については、六月下旬、八月中旬、九月下旬及び十月中旬）において、家畜保健衛生所長が指定する日

四 検査の別、実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに検査の方法

| 検査の別 | 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 | 検査の方法 |
|---------|---|---|
| ブルセラ病検査 | 乳用雌牛及び種雄牛並びにこれらの牛と同居している牛（生後九十日未満のもの及び家畜保健衛生所長が認めたものを除く。） | 血清学的検査（急速凝集反応法、試験管凝集反応法及び補体結合反応法）、疫学的検査及び臨床検査 |
| 結核病検査 | 〃 | ツベルクリン皮内反応法、疫学的検査及び臨床検査 |

| | | | | | | | |
|----------|--------------|---------------------|---------|--------------------------|------------------------------|---|---------------------------|
| ヨーネ病 | 馬伝染性貧血検査 | 家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)検査 | アカバネ病検査 | 未越夏牛で家畜保健衛生所長が必要と認められたもの | 種鶏業者が飼育している種鶏 | 競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)による競馬に出場する目的で飼育している馬及び家畜保健衛生所長が必要と認められた馬 | 酵素免疫測定法、皮的反応法、疫学的検査及び臨床検査 |
| チユウザン病検査 | アイノウイルス感染症検査 | イバラキ病検査 | 牛流行熱検査 | " | " | " | " |
| " | " | " | " | " | " | " | " |
| " | " | " | " | 臨床検査及び血清学的検査(中和試験) | 血清学的検査(急速凝集反応法)、細菌学的検査及び臨床検査 | 血清学的検査(寒天ゲル内沈降反応法)、疫学的検査及び臨床検査 | " |

五 その他

実施の日程その他検査の詳細については、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長から市町長を通じ、検査の対象となる家畜の所有者又は管理者に通知する。